

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年野田市条例第10号)

改 正 案	現 行
目次 (略) <u>第4章 夜間対応型訪問介護(第13条—第15条)</u> <u>第4章の2 地域密着型通所介護(第15条の2—第15条の7)</u> <u>第4章の3 指定療養通所介護(第15条の8—第15条の10)</u> (略) <u>第4章の2 地域密着型通所介護(基本方針)</u> <u>第15条の2 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u> (食事) <u>第15条の3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合には、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。</u> <u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に提供する食事の食材料について、市内で生産された農産物等の利用に努めなければならない。</u> (非常災害対策) <u>第15条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、基準省令第32条に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (衛生管理等) <u>第15条の5 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はま</u>	目次 (略) <u>第4章 夜間対応型訪問介護(第13条—第15条)</u> (略)

ん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第15条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、基準省令第36条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第15条の7 第11条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。

第4章の3 指定療養通所介護

(基本方針)

第15条の8 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第15条の9 指定療養通所介護事業者は、基準省令第40条の15第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第15条の10 第11条及び第15条の3から第15条の5までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

第17条から第19条まで 削除

(食事)

第17条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合には、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に提供する食事の食材料について、市内で生産された農産物等の利用に努めなければ

	ばならない。 (非常災害対策) 第 18 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、<u>基準省令第 61 条において準用する基準省令第 32 条に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (衛生管理等) 第 19 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (準用)
(準用) 第 21 条 第 11 条及び第 15 条の 3 から第 15 条の 5 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。 (準用) 第 24 条 第 11 条、第 15 条の 3 及び第 15 条の 5 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 (準用) 第 27 条 第 11 条、第 15 条の 3 及び第 15 条の 5 の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。 (準用) 第 30 条 第 11 条及び第 15 条の 3 から第 15 条の 5 までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。 (準用) 第 33 条 第 11 条、第 15 条の 3 第 2 項及び第 15 条の 4 の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。 (準用) 第 36 条 第 11 条、第 15 条の 3 第 2 項及び第 15 条の 4 の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。 (準用) 第 39 条 第 11 条、第 15 条の 3 及び第 15 条の 5 の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。	(準用) 第 21 条 第 11 条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。 (準用) 第 24 条 第 11 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。 (準用) 第 27 条 第 11 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。 (準用) 第 30 条 第 11 条及び第 17 条から第 19 条までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。 (準用) 第 33 条 第 11 条、第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。 (準用) 第 36 条 第 11 条、第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。 (準用) 第 39 条 第 11 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。